



## ターン移住就職奨励金

人口減少対策及び雇用対策の一環として、UIJターンをし、市内事業所に就職したかたへ就職奨励金を交付します。

### 対象要件

1. 令和4年10月1日以降に十和田市外から転入し、奨励金の交付後も引き続き5年以上本市に定住する意思があること  
(転入前は十和田市外で1年以上住所を有していたこと(転勤等を除く))
2. 令和5年1月1日以降に市内事業所※注1で正社員※注2として就職し、3か月以上就労したこと
3. 市区町村税に滞納がないこと
4. 暴力団員並びに暴力団関係者でないこと
5. 同一世帯の家族等の転勤により、本市に転入し就職する者でないこと
6. 新規学校卒業者、公務員でないこと
7. 過去に本奨励金の交付を受けていないこと
8. 国、県、市等から移住就職奨励に関する補助金、奨励金等の交付を受けていないこと



※注1：市内に本店、支店等を有する雇用保険適用事業所をいいます。

※注2：雇用期間に定めのない、1週間の所定労働時間が30時間を超える雇用契約を締結したかたをいいます。

### 奨励金額

1人につき 10万円

ホームページ  
QRコード



### 注意事項

- ・奨励金の交付の申請は、同一世帯において1人に限ります。
- ・奨励金の交付の決定を受けた場合でも、下記に該当するときは奨励金の交付の決定を取り消し、返還していただく場合があります。
  - ①偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき
  - ②奨励金の申請をした日から起算して5年未満で転出したとき
- ・奨励金の交付は、先着順で予算の範囲内とさせていただきます。原則、予算の範囲内とさせていただきます。

【申請先・お問い合わせ】  
十和田市農林商工部  
商工観光課商工労政係  
〒034-8615  
十和田市西十二番町6番1号  
電話：0176-51-6773  
FAX：0176-22-9799

※交付要綱もあわせてご確認ください。交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。